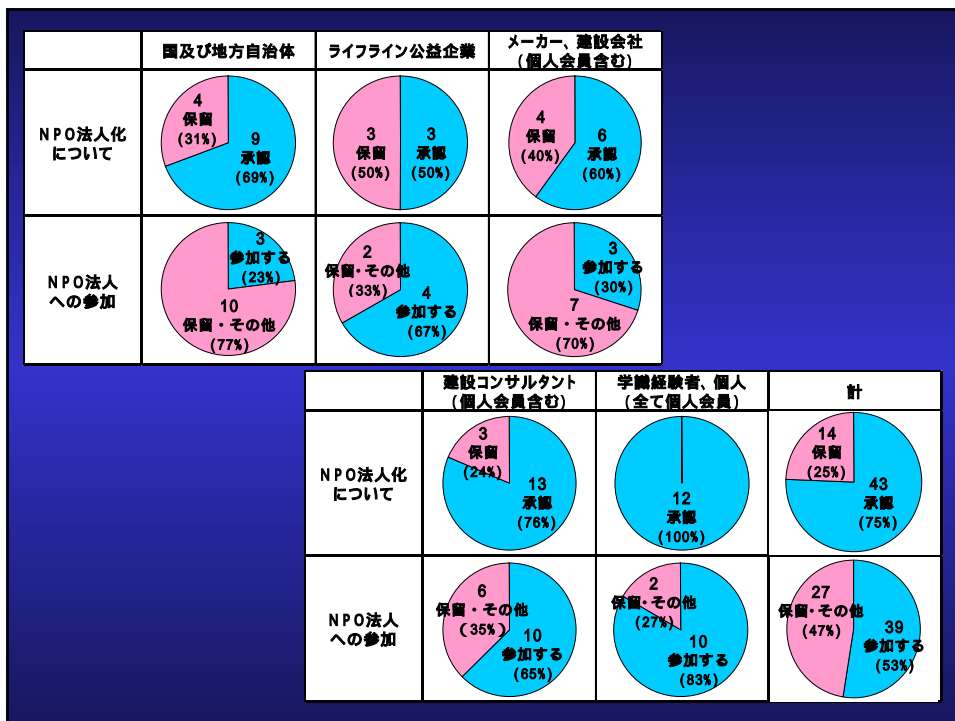


第31回

東海・東南海・南海地震津波研究会

(平成17年度臨時総会)

平成17年12月5日



アンケート 意見

- NPO化することによりどんなメリット、デメリットがあるのか。
- NPO活動は、ボランティア活動をはじめとした民間の自主的な活動であることから、行政として主体的に参画することが困難。
- 個人の就業時間中の活動(公務員、民間企業)のあり方。
- 業務委託の受注と再委託のルール作りが必要。
- 官民を問わない、さまざまなメンバーが参集している研究会の継続。
- より広範な学・官・民の連携による研究、情報交換・共有化の進展と、より活性化された活動を望む。

NPO法人化の目的

現状の東海・東南海・南海地震津波研究会(以下、「研究会」という)は任意団体である。

官公庁からの受託事業や公的な機関との連携事業を行ったり、国や地方公共団体からの活動に対する資金的援助を受けるためには、法人格を取得することが必要で、その趣旨に最も相応しいと思われる「特定非営利活動法人(NPO)」化を行うものである。

NPO法人のメリット

(1)権利(法律行為)の主体となることができる。

- ・法人になることにより、責任の所在と法律上の位置づけが明確になる
- ・各種契約を法人名義で行うことができる。
- ・物品の購入や銀行口座を法人名義で開くことができる。

(2)社会的信用が期待できる。

- ・法に定められた法人運営や情報公開を行うことによって、組織の基盤がしっかりして、社会的信用が得やすくなる。
- ・各種助成金・補助金などが得やすくなる。
- ・公共団体からの委託事業の受託が可能になる。

NPO法人の義務

(1)情報公開の義務

- ・定款や事業報告書など一定の書類を事務所や所轄庁において情報を公開しなければならない。

(2)税法上の義務

- ・法人税(国税)、法人住民税(地方税)、法人税(地方税)の課税対象になり、主に収益事業に課せられる。
- (物品販売業など3業種が収益事業とみなされる。実際は減免制度などがあり、大半の法人が納税していないのが現状。)

(3)法に定められた運営

- ・NPO法にそって総会(年1回)や理事会を開催し、役員変更・定款変更などには所轄庁に届出が必要。
- ・会計は、「会計の原則」に基づいて行い、事業報告書を提出しなければならない。

(4)残余財産の帰属

- ・解散した場合の残余財産は、法で定められた法人又は行政機関に帰属し、個々人には分配されない。

NPO法人化の手続き

特定非営利活動法人大規模災害研究機構(以下、「機構」という)は6年前に設立されており、事業の目的が「研究会」と一致するところも多い。

「研究会」を新規にNPO法人化することも可能であるが、手続きや申請に時間と費用がかかる。両団体の活動を継続化する意味でも速やかな事務手続きを行うことが必要であり、両者を合体させることが得策であると判断され、「研究会」を「機構」に組み込むこととする。

東海・東南海・南海地震津波研究会

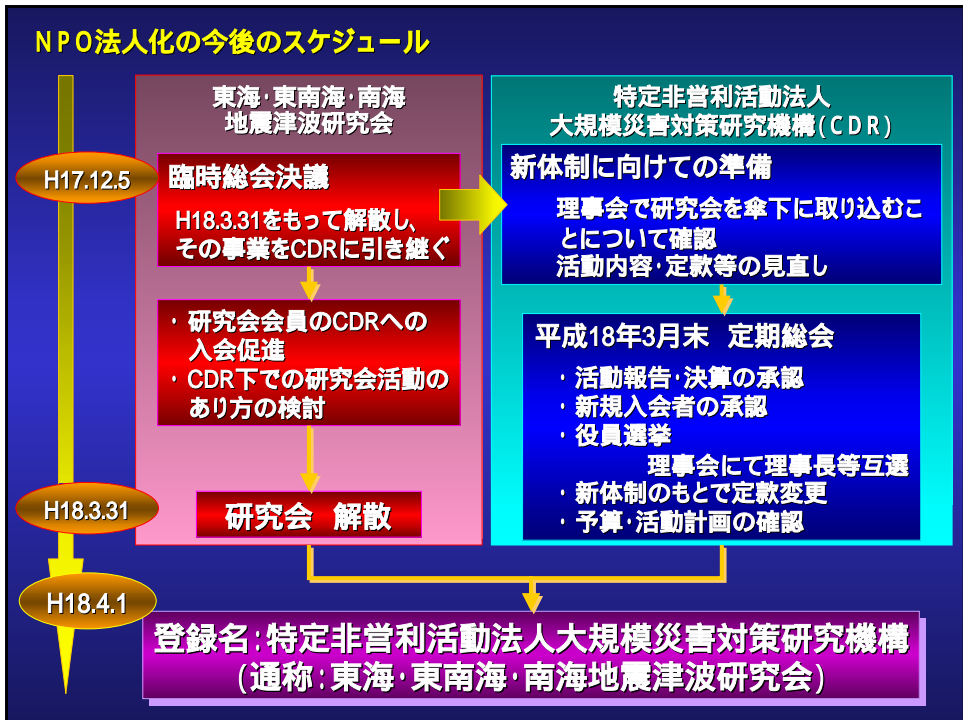
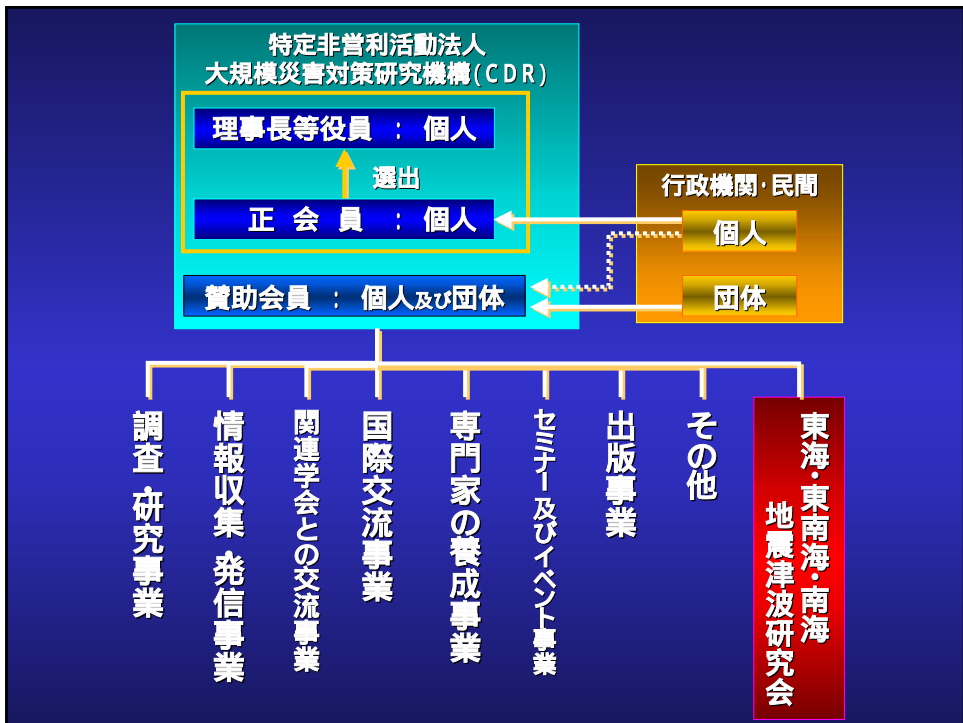
参入

**特定非営利活動法人
大規模災害対策研究機構
(通称:CDR)**

(案)

**登録名:特定非営利活動法人大規模災害対策研究機構
(通称:東海・東南海・南海地震津波研究会)**

登録名は、変更せず、サブ団体名として「東海・東南海・南海地震津波研究会」を残し、通常は、認知されている「東海・東南海・南海地震津波研究会」で活動します。



委任状及び議決権行使書 の集計状況

委任状

河田会長へ一任 47 名

その他代理人へ一任 0 名

議決権行使書

NPO法人化に賛成 9 名

NPO法人化に反対 0 名

平成17年12月5日現在